

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法による保健指導、訪問指導および健康診査等の実施に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>札幌市では、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく保健指導、訪問指導および健康診査の実施、母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の49項により、個人番号を利用することができるのは、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子保健法第10条の保健指導の実施若しくは保健指導を受けることの勧奨に関する事務 (2) 母子保健法第11条、第17条第1項の訪問指導の実施に関する事務 (3) 母子保健法第12条第1項の実施又は同法第13条第1項の健康診査に実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 (4) 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務 (5) 母子保健法第16条の母子健康手帳の交付に関する事務 (6) 母子保健法第17条の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 (7) 母子保健法第13条の妊婦に対する健康診査に関する事務のうち、札幌市妊婦一般健康診査受診票の受理確認に関する事務 (8) 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 (9) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	母子保健情報システム
②システムの機能	<p>母子保健情報等に基づいて実施している、妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導及び乳幼児健康診査等の各種母子保健事業にかかる情報を一元化して管理するために導入されたシステムであり、次の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届出書、妊婦一般健康診査の受診状況等の管理 2 乳幼児健康診査・乳幼児精密健康診査の受診状況等の管理 3 妊産婦・新生児訪問指導、各種相談の実施状況等の管理 4 各種報告・集計
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (システム基盤(団体統合宛名、個人基本))</p>

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(個人基本)、母子保健情報システム、システム基盤(市中間サーバー))</p>
システム3	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名・市中間サーバー)、母子保健情報システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上に向けた分析・評価の実施に資することとなるとともに、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図ることができる。
②実現が期待されるメリット	各種母子保健事業の実施状況の適正な管理により、適切な個別勧奨が可能となる等、各種母子保健事業の実施率および受診率の向上につながるものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局健康企画課
②所属長の役職名	地域保健・母子保健担当課長
8. 他の評価実施機関	
-	